

滋賀県移住ポータルサイト情報発信委託業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務の趣旨

この要領は、滋賀県移住ポータルサイト情報発信委託業務の委託契約予定者を決定するための公募型プロポーザルについて必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称：滋賀県移住ポータルサイト情報発信委託業務
- (2) 業務の内容等：滋賀県移住ポータルサイト情報発信委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 契約期間：契約締結日から令和7年3月14日まで
- (4) 予定価格：1,216,000円（消費税および地方消費税を含む）

3 参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則第195条の2各号いずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

（営業種目）

次の種目が希望営業種目に登録されていること。

- ・大分類：役務
- ・中分類：デザイン

（地域ブロック）

滋賀県内に本店を有する事業者、または滋賀県外に本店を有する事業者で県内の営業所等に滋賀県との取引に係る権限を委任する事業者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。（ただし、この場合には、この公告に係る手続に間に合わないことがある。）

物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 TEL：077-528-4314

4 説明会

開催しない。

5 質問および回答の方法等

- (1) 受付方法

質問票により電子メールで受け付ける。電話または口頭による質問は受け付けない。なお、電子メールを送信した場合は、必ず電話で連絡すること。

電子メールアドレス：bh0001@pref.shiga.lg.jp

(2) 受付先

滋賀県総務部市町振興課

(3) 受付期限

令和6年7月23日（火曜日）17時まで

(4) 回答方法

各事業者からの質問をとりまとめて、令和6年7月26日（金曜日）を目途に滋賀県ホームページの下記の場所に質問および回答の内容を掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/soshiki/soumubu/shichousonka/index.html>

（滋賀県＞県政情報＞県の概要＞滋賀県行政機構＞総務部＞市町振興課）

6 参加申し込み

本プロポーザルへの参加申し込みは、7(1)に示す書類の提出をもって代える。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類の種類・様式

① 公募型プロポーザル応募申込書（別紙様式2）

② 企画提案書（任意様式）※イメージ案を含め、片面10枚以内とする。

ア 企画提案書の形式は、A4サイズ（ホチキス左上1カ所綴じ）とする。

イ 企画提案書の内容は、高度な専門的知識を有しない者でも理解できるよう解りやすく表現すること。

ウ 企画提案書には、次の内容を記載すること。

- ・企画の趣旨やコンセプト
- ・業務スケジュール
- ・業務執行体制
- ・移住者インタビュー記事の構成案
- ・想定するインタビュー先
- ・パンフレットのデザイン案

表・裏表紙ならびに「移住者体験談」の紹介部分のイメージ案については必ず記載すること。

- ・その他（目的を達成するために必要と考えられる事項）

③ 経費見積書（任意様式）

ア 経費見積書には、別紙仕様書をもとに、着手から納品に要する経費とその内訳を明記すること。（同仕様書4（1）から（2）までに示す、それぞれの業務に要する経費がわかるように内訳を記載すること。）

イ 消費税および地方消費税を含むこと。（税額を明示すること。）

④ 添付書類

企業の概要、本業務に類する業務についての請負等の実績がわかるもの

⑤ ホームページおよびパンフレットの文章作成にあたるライターの業務実績を説明する書類（雑誌、記事等のコピー可）

⑥ その他、該当する場合は以下の書類

- ア 滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録がある場合には、同登録証（本県発行）の写し。
- イ 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定がある場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し。
- ウ 高年齢者雇用確保措置について労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届けをしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し。
- エ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し。
- オ 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書の写し。
- カ 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書（滋賀県発行）の写し。
- キ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し。
- ク 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証がある場合には、同認証書通知（本県発行）の写し。
- ケ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書（労働局発行）の写し。
- カ 環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、①については、審査登録機関の証明書の写しを、①以外については、認証、登録証の写し
 - ① 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証
 - ② 一般財団法人持続性推進機構（平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション21の認証、登録
 - ③ 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - ④ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(2) 提出部数

(1) の①、③、④、⑤、⑥については1部（正本1部）とする。

(1) の②については5部（正本1部および副本4部）とする。

正本には、事業者名、所在地住所、代表者職・氏名を記載し、代表者印を押印することとし、副本には、社名、ロゴ等は一切記載しない。

(3) 提出方法

下記11に示す提出先への持参または簡易書留郵便による郵送に限る。

※持参する場合の受付時間は、土曜日、日曜日および祝日を除く、平日9時00分から17時00分とする。

※郵送の場合は、記録が残る書留郵便等で行い、提出期限までに提出先に届いていること。

(4) 提出期限

令和6年7月31日（水曜日）17時まで（必着）

(5) 留意事項

- ・1者につき1提案とする。
- ・提出された企画提案書等は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルに係る審査以外に使用しない。
- ・応募に要する費用は、全て応募者の負担とする。

8 審査および契約予定者の決定方法

(1) 審査方法

滋賀県総務部市町振興課が設置する審査会（委員3名）において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき、提出された企画提案書等の書類審査を行い、予定価格の範囲内において評価の総合点が最も高かったものを当該事業の契約予定者とする。ただし、総合点において満点の6割未満の場合は、契約予定者とししない。

なお、最高得点が複数あった場合は、最も見積金額が低い者を契約予定者とする。

(2) 評価項目および評価点（審査員1名あたりの評価点）

番号	評価項目	評価点
1	移住者インタビューの記事追加、更新 事業の目的を的確にとらえられており、魅力的な提案があるか。 対象を問わず見る方に「感性」に訴えるものとなっているか。（多くの方を引き付けるための工夫） 県外の移住希望者にとって滋賀の魅力を感じられるものとなっているか。	20
2	移住者インタビューの記事追加、更新 県の想定する対象者（主に20代～40代）に響くよう、内容や手法に工夫がなされているか。	20

3	パンフレット原稿の作成 仕様書に示す内容を満たす企画の成果が確実に達成可能か。	20
4	業務執行体制 事業を遂行するための十分な体制、能力を有しているか。	10
5	類似業務の経験 対象を問わず見る方に「感性」に訴えるものとなっているか。 (多くの方を引き付けるための工夫) 県外の移住希望者にとって滋賀の魅力を感じられるものとなっているか。	10
6	経済性 見積価格は現実的で妥当な内容で積算され、経済性が高いものとなっているか。 予定価格に対する提案価格の割合により、以下のとおり 80%未満・・・10点 80%以上85%未満・・・8点 85%以上90%未満・・・6点 90%以上95%未満・・・4点 95%以上・・・1点	10
7	本県内に本店を有する事業者であるか。	5
8	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること。	1
9	高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届け出をしているか。	1
10	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当していること ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている	1

	④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている	
11	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けていること	1
12	「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、登録を受けていること ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
合 計		1 0 0

（３）審査結果の通知

企画提案の採否について、文書で採用または不採用の通知を行う。

9 審査対象の除外

次の各号に該当した場合は、審査の対象から除外する。

- （１）「３ 参加資格」に該当しない場合。
- （２）提出された経費見積書（消費税および地方消費税含む。）の金額が「２（４）予定価格」で定める金額を超える場合。
- （３）提出期限等に遅れた場合。
- （４）企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合。
- （５）企画提案書等に虚偽の記載があった場合。
- （６）企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合。
- （７）その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正な行為であった場合。

10 その他

- （１）本プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- （２）企画提案書等の提出書類は、返却しない。ただし、この公募型プロポーザルに係る審査以外に利用することはない。
- （３）企画提案書等を受理した後の加筆、訂正、差し替え等は認めない。
- （４）使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。

- (5) 契約の締結については、選定した契約予定者と滋賀県とが協議し、業務委託に係る仕様を確定させたいうえで、契約を締結する。仕様書の内容は、契約予定者と県との協議により最終的に決定する。
- (6) 採用後の企画・制作等の実施にあたっては、滋賀県と十分協議を行って進めること。
- (7) 採用された企画案でも、本業務の達成のために、制作過程において協議の上、内容の変更を行う場合があること。
- (8) 業務の履行に際し、他の者の著作物を利用する場合は必ず許諾を得ること。万一、著作権上の問題が生じた場合は、滋賀県に不利益が生じないように受託者において処理すること。
- (9) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者が権利を有する著作物（写真等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関する費用の負担を含む一切の受託者において行うこと。
- (10) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、当該紛争等の原因が専ら滋賀県の責めに帰す場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこと。

11 提出先

滋賀県総務部市町振興課地域戦略支援係
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-3243 / FAX 077-528-4820
e-mail bh0001@pref.shiga.lg.jp